令和7年度
米原市給付型奨学金制度のしおり

米原市給付型奨学金の給付を希望される皆さんへ

令和６年５月

米　原　市　教　育　委　員　会

ー目　次ー

１　米原市奨学金給付制度の概要

２　募集要項
（１）募集受付期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（２）作文筆記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（３）応募要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３　申請手続と決定
（１）申請手続（申請書作成と作文筆記の日程予約）・・・・・・・・ ３
（２）個人情報の取扱に関する同意について・・・・・・・・・・・・４
（３）保証者（連帯保証人）について・・・・・・・・・・・・・・・４
（４）奨学生の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

４　奨学金の交付
（１）誓約書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（２）振込口座の届出および補助金等交付請求書の提出・・・・・・・５
（３）奨学金の交付（振込）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５

５　給付期間中の手続
（１）奨学金の継続給付に係る通知と確認・・・・・・・・・・・・・５
（２）修学状況の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（３）在学確認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（４）その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

６　奨学金給付終了と返還
（１）給付終了と奨学金返還金確認書の交付・・・・・・・・・・・・７
（２）奨学金返還金確認書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（３）奨学金返還口座の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（４）返還猶予・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（５）返還の免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（６）返還完了通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（７）その他返還となる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

７　延滞金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

★申請書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
★申請先および問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
★奨学金制度のフロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
★申請書等に必要な添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
★記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

1　米原市奨学金給付制度の概要

この奨学金給付制度は、米原市への愛着と誇りを持った意欲ある若者を対象に、進学の後押しと修学後の市内への定住促進を図ることを目的とした制度です。

本市で育った若者が大学等で修学し、卒業後は、米原市に６年間定住する意思のある学生に学資として年間 36 万円（大学等で学ぶ正規の修学期間が終了するまで、最長４年間）を市が給付します。万一、本市に居住できなくなった場合には、奨学金を返還していただきます。

給付の対象となる大学等に令和４年度、令和５年度、令和６年度に入学された方、または令和７年度に入学予定者の方で、卒業後市内に定住する意思がある方は申請することができます。（ただし、年齢など、いくつかの要件があります。また、奨学生（定数 45 人）は米原市奨学金給付審査会で審査され決定します。）

なお、令和４年度から、特に人材が不足している福祉・保育・医療等の専門分野は、重点職種として募集区分を設けています。卒業後、ふるさとに戻り、就職する意思のある皆さん、ぜひこの制度を利用していただき、あなたの明るい未来を米原市で切り拓いてください。

奨学金の給付のイメージ（大学4年間の場合）

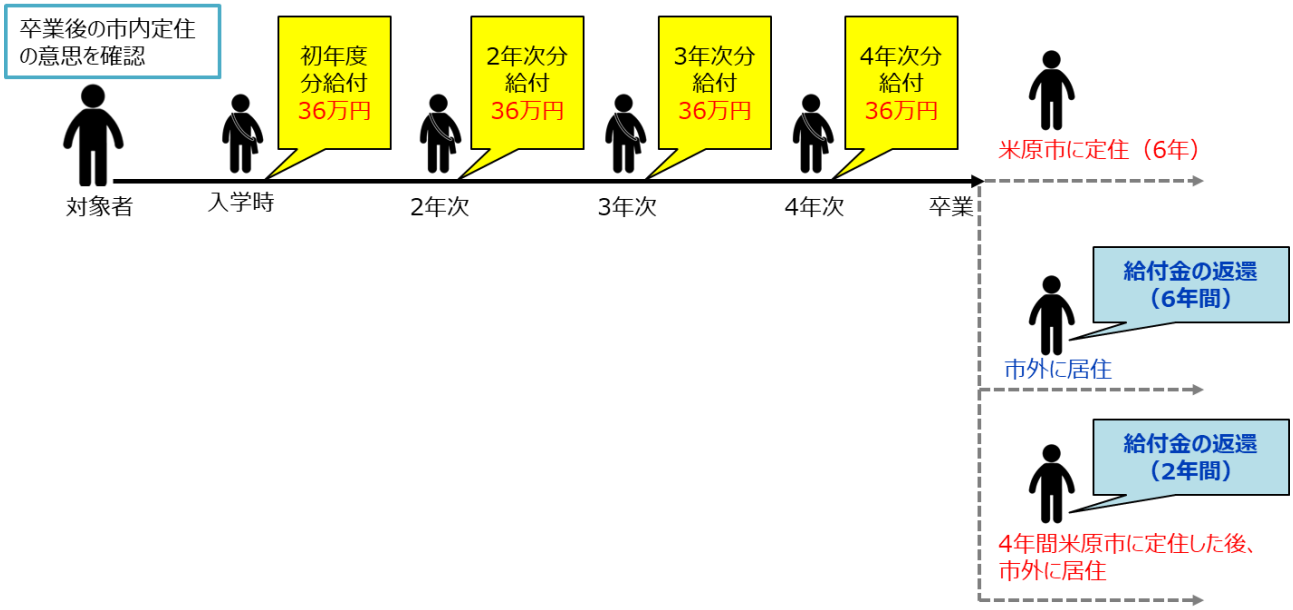

2 募集要項

奨学金の給付を希望される方は、募集受付期間中に申請書と予約申込書を提出し、作文筆記の日程を予約してください。その後、予約された日程に来場していただき、作文の筆記および提出をしてください。

（1）募集受付期間

令和6年6月3日（月） から令和6年7月 31 日（水）まで（土日祝日を除く）
執務時間内 （8時 30 分から 17 時 15 分まで）

提出書類

・米原市奨学金給付申請書（様式第 1 号）
・予約申込書（控えを返却しますので、作文筆記の当日ご持参ください。）

提出場所

本庁舎（教育総務課）、山東支所、伊吹市民自治センター、近江市民自治センター
※受付期間以外での申請はできませんので、ご注意ください。
※窓口で作文筆記の日程を予約していただく必要があるため、郵送での受付はできません。

（2）作文筆記

日時および会場

・8月 17 日（土） ①午前 10 時 00 分から
米原市役所本庁舎3階3AB 会議室（定員 40 人）

・8月 18 日（日） ②午前 10 時 00 分から
米原市役所本庁舎3階3AB 会議室（定員 40 人）

・8月 19 日（月） ③午前 10 時 00 分から
米原市役所本庁舎コンベンションホール（定員 60 人）

※いずれかの日程を予約してください。
※会場の都合により、日程ごとに人数に限りがあります。（先着順）
※予約した日程は、受付期間中で変更先の日程に空きがある場合のみ変更できます。
※受付期間終了後に予約した日程で参加できなくなった場合（当日の体調不良等を含む）は、予備日（8月 25 日（日））に参加することができます。ただし、この予備日にも参加できない場合は作文筆記の予約はキャンセルとなります。この場合、作文を提出できないため、申請は無効になりますのでご了承ください。
※開始時間の 30 分前から受付します。
※予約の変更やキャンセル、当日やむを得ない事情で遅刻する場合は、教育総務課（Tel:0749-53-5151）までご連絡ください。

内容

作文（400 字以上 500 字以下）
※作文用紙（様式第２号）は当日会場で配布します。
※必ずP16に記載されているテーマのすべてについて現時点の想いや予定を書けるようにしてください。

※学力審査ではありませんが、それぞれのテーマの内容で審査しますので、テーマについて分かりやすく、読みやすい字で書いてください。
※試験時間は最長2時間としますが、作文を書き終わった方は随時退室してください。退室によって審査に影響することは一切ありません。

持ち物

〇筆記用具（鉛筆またはシャープペンシル（HB 以上の濃い芯）、消しゴム）
〇予約申込書の申請者控え
※メモ等の持込みはできません。
※作文筆記中の携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、その他電子機器等の使用は禁止します。会場内では電源を切ってカバン等に入れてください。不正行為を確認した際は、作文筆記を中止し、退出していただきます。なお、その場合は作文が提出できず、申請は無効になります。

注意事項

〇会場周辺に待合場所はありませんので、付添いはご遠慮ください。
〇庁舎の駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。
〇当日の服装は問いません。会場は空調をつけますので、必要に応じて体温調整ができる服装でお越しください。

（3） 応募要件

応募資格要件	対象学校区分	給付期間	給付総額	奨学金月額
① 大学等を卒業後、市内に定住する意思のある人 ② 市内に1年以上居住する者と生計を一緒にする人 ③ 令和7年3月 31 日現在で満 25 歳未満の人 ④ 本人および生計を一緒にする人に市税等の滞納がない人 ⑤ 連帯保証人2人（保護者および保護者以外）をつけることができる人	大学	4年間	144万円	3万円
	短期大学	2年間	72万円	
	専門学校 専門課程	2年～ 4年間	72万円～ 144万円	
	高等専門学校 第4、5学年および専攻科	2年間	72万円	

※在学年度途中からは修学年限まで

3　申請手続と決定

（１）申請手続（申請書作成と作文筆記の日程予約）

奨学金を希望する方は、米原市奨学金給付申請書（様式第１号）に必要事項を記入し、申請要件の事実を証明、確認する書類を添えて、申請書を提出してください。また、併せて作文筆記の希望の日程と必要事項を予約申込書に記入して提出し、予約を行ってください。

《Ⅰ》申請者本人確認と家族状況の確認について

資格要件を確認するため、次の書類を提出してください。

□住民票の写し（原本）
・申請者の属する世帯全員（※世帯主および続柄のみ）

《Ⅱ》奨学生保証者（連帯保証人）の確認について
□奨学生保証者（連帯保証人）の生計維持者（父母等）以外の住民票の写し（原本）
・生計維持者（父母等）の分は、上記《Ⅰ》の提出書類で兼ねることができます。

《Ⅲ》作文筆記について
予約された日程で会場にお越しいただき、会場で配布する作文用紙（様式第２号）に 500 字以内（400 字以上）で作文を書いて提出してください。なお、鉛筆またはシャープペンシル（HB 以上の濃い芯）で自筆とします。
※作文テーマについて具体的に記入してください。テーマは「大学等の卒業後の進路」「学業に対する思い」「奨学金が必要な理由」「米原市に定住する意思」で、作文の用紙にも記載しています。全てのテーマについての記入がない場合は減点になります。

（２）個人情報の取扱いに関する同意について
本申請書に関する個人情報について、本制度に必要な個人情報を関係機関に照会し提供を受けることに同意をお願いします。（米原市奨学金給付申請書：様式第１号）

（３）保証者（連帯保証人）について
申請者には生計維持者（父母等）保証者、生計維持者（父母等）以外保証者の２人が必要です。奨学生であった方が奨学金の返還対象となった場合、保証者は連帯保証人となります。連帯保証人は、奨学生本人と連帯して返還の責任を負います。連帯保証人は次の人に依頼してください。

《Ⅰ》父母等連帯保証人
奨学生本人と連帯して返還の責任を負う人です。原則として１人は「父母」です。父母がいない場合は、あなたの家計支持者となります。

《Ⅱ》父母等以外の連帯保証人
奨学生本人と連帯して返還の責任を負う人です。父母等のほかの１人は、あなた（奨学生本人）および父母等と生計が異なる人で４親等以内の親族です。

《Ⅲ》連帯保証人の要件
奨学生であった方が奨学金の返還対象となった場合は、奨学金返還金額確認書（様式第 17 号）の提出時に所得証明書を提出していただきます。必ず収入・所得や資産に関する証明書を提出することができる人を選任してください。

（４）奨学生の決定
申請書の書類審査、世帯状況の審査を事務局で行った後、米原市奨学金給付

審査会に諮って奨学生（定数 45 人）を決定し、申請者宛てに米原市奨学金給付可否決定通知書（様式第３号）を送付します。その後、市長と誓約書（契約書）を交わしていただきます。

4　奨学金の交付

（１）誓約書の提出

奨学生および保証者（連帯保証人）は、誓約書（様式第４号）に必要事項を記入し提出してください。この誓約書が契約書となります。誓約書は保証関係を確認するものとなりますので、必要事項を漏れなく記入、署名押印の上、次の書類を添えて、定められた期限までに必ず提出してください。（提出期日までに必要書類の提出がない場合等は、奨学生の決定を取り消す場合があります。）

※なお、奨学生保証者（連帯保証人）の父母等および父母等以外の欄は氏名を自署し、印鑑登録証明書と同じ印鑑（実印）を押印してください。

①在学証明書（原本）

②奨学生保証者の印鑑登録証明書（原本）

（２）振込口座の届出および補助金等交付請求書の提出

補助金等交付請求書の請求金額を指定のあった奨学金振込口座に奨学金を振り込みますので、奨学金振込口座届出書（様式第５号）および補助金等交付請求書（前期分・後期分の２枚）に必要事項を記入の上、提出してください。

（３）奨学金の交付（振込）

誓約書等を受理した後に、原則、前期分（４月～９月分）を６月に、後期分（10 月～翌３月分）を 10 月に本人名義の口座に奨学金を振り込みます。

5　給付期間中の手続

（１）奨学金の継続給付に係る通知と確認

毎年４月に奨学金給付に関する通知により、必要書類の提出依頼を行います。内容をよく確認の上、奨学生保証者（連帯保証人）にも金額等の確認をしてもらってください。

（２）修学状況の報告

引き続き奨学金の給付を希望される方は、毎年１回、次の書類を提出してください。

①在学証明書（原本）

②学業成績表（原本または写し）

※在学証明書および学業成績表の提出は、給付継続のための大変重要な手続です。期限までに必ず提出してください。**書類の確認ができ次第、前期分（４月～９月分）を６月に、後期分（10 月～翌３月分）を 10 月に本人名義の口座に奨学金を振り込みます。**なお、書類の提出がない場合は、継続する意思がないと判断し、「停止」または「取消」となり、奨学生の資格を失う場合があります。

（３）在学確認について

提出された在学証明書等の内容を確認し、奨学金給付継続の可否を決定します。

《Ⅰ》奨学金の給付の停止または廃止

奨学生が次の各号のいずれかに該当すると市が認めるときは、奨学金の給付を停止または廃止します。

①奨学金の給付を停止する場合

ア　学業成績または操行が不良となったとき。

イ　大学等を休学したとき。

②奨学金の給付を廃止する場合

ア　大学等を退学または除籍となったとき。

イ　傷病等のため卒業の見込みがないとき。

ウ　偽りその他不正な手段により給付を受けたとき。

エ　ア、イおよびウに掲げるもののほか、奨学生として適当でないとき。

《Ⅱ》経過措置について

奨学金の「辞退」や「取消」の場合は、奨学金の返還が求められますが、引き続き大学等に在学する場合は、「米原市奨学金返還猶予申請書（様式第18号）」により返還期間が猶予されます。

《Ⅲ》給付中の異動届出

奨学生の身分に何らかの変動があることを異動といいます。異動の主なものには、休学・復学・転学・退学・除籍・停学・改氏名・住所変更等があります。**異動を予定されているとき、または異動があったときは、速やかに教育総務課までご連絡ください。**改めて異動届（様式第11号）を送付させていただきますので、必要な書類を添付して提出してください。添付書類はＰ９～Ｐ10を参照してください。

【届出の必要な異動事項】

① 休学　② 復学　③ 転学　④ 退学　⑤ 除籍　⑥ 停学

⑦ 奨学金辞退　⑧ 改氏名　⑨ 住所変更　⑩ 連帯保証人等の変更

《Ⅳ》給付の辞退届出

奨学金の給付を辞退される場合は、米原市奨学金給付辞退届（様式第10号）を提出してください。

《Ⅴ》死亡の届出

奨学生が死亡し、または奨学金返還対象者が返還を求められた奨学金の全部を返還する前に死亡したときは、次の書類を添えて死亡届（様式第12号）を提出してください。

①戸籍個人事項証明書（抄本）（原本）

（４）その他

米原市からの情報発信

奨学生決定通知等とともに米原市ＵＩＪターン就職希望者登録制度について登録案内や在学期間中、学生就職面接会（湖北就活ナビ）等の情報提供を行います。

６　奨学金給付終了と返還

（１）給付終了と奨学金返還金確認書の交付

奨学金の給付が終了すると定住状況報告書兼確認同意書（様式第 15 号）が交付されます。市内に定住されなかった場合は、奨学金返還通知書（様式第 16 号）および奨学金返還金額確認書（様式第 17 号）を交付します。奨学金返還通知書等を確認し、必要な書類を添えて提出してください。返還期間は最大で６年間で、返還に利子は付きません。

（２）奨学金返還金確認書の提出

交付されている奨学金返還金確認書に返還の方法等を記入し添付書類を添えて提出してください。また、奨学生、連帯保証人（父母等）、連帯保証人（父母等以外）の欄には、それぞれ自署および押印（実印）してください。

【添付書類】

≪奨学金返還対象者≫

①住民票の写し（原本）

②印鑑登録証明書（原本）

≪連帯保証人：父母等および父母等以外≫

①直近の所得証明書（原本）

②印鑑登録証明書（原本）

〇返還のパターン

・一括

・年賦

・半年賦

・月賦

（３）奨学金返還口座の届出

奨学金給付終了後、市内に定住されない等で返還になった場合は、銀行、信用金庫等の預・貯金口座からの自動引落し、または納付書により返還となります。口座振替申込書に必要事項を記入の上、手続をしてください。口座振替申込書は教育総務課に請求してください。口座引落し日は月末（休日の場合は翌営業日）です。

【自動引落し可能な銀行】

・滋賀銀行　・大垣共立銀行　・関西みらい銀行

・長浜信用金庫　・レーク伊吹農業協同組合

（４）返還猶予

奨学金返還対象者となった方が、下記の要件を満たした場合、届出により給付額の返還が猶予されます。「米原市奨学金返還猶予申請書（様式第 18 号）」に返還猶予申請理由等を記入の上、その事実を証明する関係書類を添えて提出してください。ただし、市税に滞納がある場合、その他教育委員会が特に適当でないと認める場合は、奨学金の返還を猶予しないものとします。猶予決定後、「米原市奨学金返還猶予決定通知書（様式第 19 号）」により通知します。

《Ⅰ》在市猶予

奨学金返還対象者が６年間の期間において市内に居住するときは奨学金の

返還を猶予します。次の書類を添えて提出してください。
①奨学金返還対象者の住民票の写し（原本）

《Ⅱ》大学等在学猶予

引き続き大学等に在学されるときは、卒業・終了まで奨学金の返還を猶予します。次の書類を添えて提出してください。
①在学証明書（原本）

《Ⅲ》その他の猶予

災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により奨学金の返還が困難であると認めたとき、または生活保護法の規定による保護を受けているときは奨学金の返還を猶予します。次の書類を添えて提出してください。
①り災証明書　②診断書その他やむを得ない理由があることを証明する書類
③保護を受けていることを証明する証明書

（５）返還の免除

奨学金返還対象者となった方が、所定の要件を満たした場合、届出により返済未済額の全部または一部の返還が免除される場合があります。「米原市奨学金返還免除申請書（様式第 20 号）」に返還免除申請理由等を記入の上、その事実を証明する関係書類を添えて提出してください。ただし、市税に滞納がある場合、その他教育委員会が特に適当でないと認める場合は、奨学金の返還を免除しないものとします。免除決定後、「米原市奨学金返還免除決定通知書（様式第 21 号）」により通知します。

《Ⅰ》市内居住による返還免除

卒業後６年間の期間において１年以上市内に居住したときは、届出により返還未済額の一部が返還免除される場合があります。次の書類を添えて提出してください。なお、免除する額は居住した年数に応じた額となります。
①奨学金返還対象者の住民票の写し（原本）

《Ⅱ》死亡による返還免除

本人が死亡し返還ができなくなったときは、届出により返還未済額の全部または一部の返還が免除される場合があります。次の書類を添えて提出してください。
①戸籍個人事項証明書（抄本）（原本）

《Ⅲ》その他の返還免除

心身に著しい障がいを受け、奨学金が返還できなくなったときは、届出により返還未済額の全部または一部の返還が免除される場合があります。次の書類を添えて提出してください。
①身体障害者手帳の写し、その他奨学金を返還することが困難であることを証明する証明書

（６）返還完了通知

給付金返還の完了が確認できましたら「米原市奨学金返還完了通知書（様式第 22 号）」により通知します。

（７）その他返還となる場合

《Ⅰ》奨学金を辞退した場合

奨学金の給付を受ける必要がなくなり、米原市給付型奨学金を辞退する場合は、給付済の奨学金を全額返還していただきます。この場合、返還通知書の６か月以内に返還することになります。

《Ⅱ》大学等を退学した場合

大学等を退学したなどの事由により、奨学金の給付を廃止された場合、給付済の奨学金を全額返還していただきます。この場合、返還通知の日の翌月から６年間で返還していただきます。６（２）と同様に奨学金返還金確認書を提出してください。

《Ⅲ》大学等を休学した場合

大学等を休学したなどの事由により、奨学金の給付を停止された場合、停止期間中の奨学金が給付されていれば、該当する分の奨学金を返還していただきます。この場合、返還通知書の６か月以内に返還することになります。

7　延滞金

奨学生であった方が返還を延滞したときは、米原市税外収入金に係る督促等に関する条例（平成17年米原市条例第55号）の定めるところにより延滞金を徴収します。

★申請書類について

申請書類は、米原市教育委員会教育総務課（本庁舎２階）、山東支所、伊吹・近江市民自治センターに直接お越しいただくか、米原市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

★申請先および問合せ先

米原市教育委員会　教育総務課（本庁舎２階）
所在地　：〒５２１－８５０１　米原市米原１０１６番地
電　話　：０７４９－５３－５１５１
ＦＡＸ　：０７４９－５３－５１２９
E-mail：kyoikusomu@city.maibara.lg.jp

★フロー図

★給付型奨学金制度のフロー図

【奨学生決定から完了までの全体の流れ】

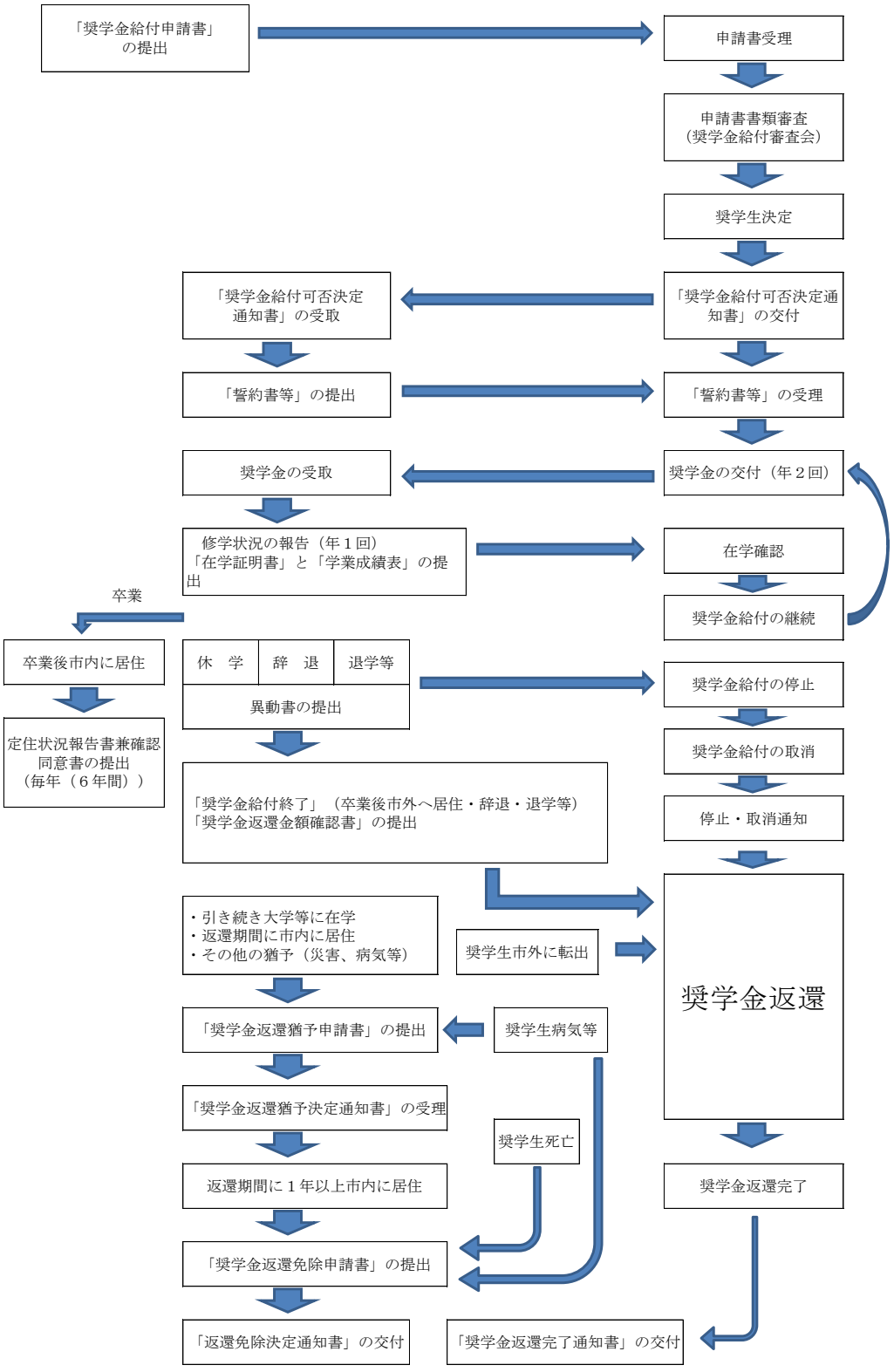

★申請書等に必要な添付書類

1　米原市奨学金給付申請書（様式第１号）に必要な書類

申請者、家族状況および世帯状況が確認できる添付書類等	
① 世帯全員の住民票の写し	原本
② 奨学生保証者（連帯保証人）父母等および父母等以外の住民票の写し【①で父母等が記載の場合は、父母等以外の住民票の写しのみ）	原本
③ 申請者の自筆による作文（様式第２号）	会場で筆記・提出

2　誓約書（様式第４号）に必要な書類

申請者および奨学生保証者	
① 奨学金振込口座届出（様式第５号）	原本
② 大学等の在学証明書	
③ 奨学生保証者の印鑑登録証明書	

3　奨学金給付継続確認に必要な書類

修学の事実が確認できる添付書類	
① 大学等の在学証明書	原本
② 大学等の学業成績表（給付の初年度を除く）	原本またはコピー

4　異動届（様式第 11 号）の提出に必要な書類

異動の種別	異動等の事実が確認できる添付書類	
① 休学	・休学した期間の証明できる書類	原本
② 復学	・大学等の在学証明書	原本
③ 転学	・在学証明書	原本
④ 退学	・退学を証明する書類	原本
⑤ 除籍・停学処分	・除籍・停学処分を受けた期間を証明する書類	原本
⑥ 住所変更	・奨学生の住民票の写し	原本
⑦ 改氏名	・奨学生の戸籍抄本	原本
⑧ 連帯保証人等の変更	・住民票の写し、印鑑登録証明書	原本
⑨ 奨学金給付辞退	・辞退届（様式第 10 号）	―

5　定住状況報告書兼確認同意書（様式第 15 号）に提出に必要な書類

市内定住の事実が確認できる添付書類	
① 大学等を卒業したことを証明できる書類	原本またはコピー

6　奨学金返還金額確認書（様式第 17 号）に必要な書類

本人添付書類	連帯保証人添付書類	
① 住民票の写し	１．直近の所得証明書	原本
② 印鑑登録証明書	２．印鑑登録証明書	

7　奨学金返還猶予申請書（様式第 18 号）に必要な書類

猶予の種別	猶予する事実が確認できる添付書類	
① 市内在住猶予	1．住民票の写し	原本
② 在学猶予	1．在学証明書	原本
③ 災害、病気、負傷その他猶予	1．り災証明書、診断書等やむを得ない理由があることの証明書	原本
④ 生活保護猶予	1．保護を受けていることを証明する書類	原本またはコピー

8　奨学金返還免除申請書（様式第 20 号）に必要な書類

免除の種別	免除する事実が確認できる添付書類	
① 市内在住免除	1．住民票の写し	原本
② 死亡免除	1．死亡届（様式第 12 号） 2．戸籍個人事項証明書（抄本）	原本
③ その他心身障がい免除	1．身体障害者手帳の写し 2．その他奨学金を返還することが困難であることを証明する書類	原本またはコピー

様式第１号（第５条関係）　　【記入例】

米原市奨学金給付申請書

ふりがな	まいばら　いちろう	生年月日	○○年○○月○○日生
申請者 氏　名	米　　原　一　　郎	年　　齢	満　　○○　　歳
申請者住所	〒５２１　－　○○○○ 米原市○○△△番地 電話（０７４９）　○○　－　○○○○　（携帯　○○○－○○○○－○○○）		
在学(予定)校 (進学予定を必ず記入してください。)	国立　　○○大学　　○○学部　　○○　課程・[科] [公立] 私立　　学校　　科　　（第　○学年）		
申請者の履歴	○○年　　○○月　　上記学校入学 ○○年　　○○月　　同校卒業予定（修学年数　○年）		

在学(予定)校は令和７年４月時点の予定を記入してください。
進学予定の方は申請時点で希望する学校を記入してください。
給付が決定した方は、４月以降に実際の進学先を確認します。
申請者の履歴は在学(予定)校について記入してください。

	続柄	氏　　名	住　　所	年齢	同居・別居	在学学校名・学年
家族の状況	本人	米原　一郎	米原市○○△△番地	○○	[同]・別	○○○学校（○年）
	父	米原　太郎	米原市○○△△番地	○○	[同]・別	○○○会社
	母	米原　花子	米原市○○△△番地	○○	[同]・別	○○○会社
	姉	米原　蛍	東京都○○区△△番地	○○	同・[別]	○○○　○年
	弟	米原　次郎	米原市○○△△番地	○○	[同]・別	○○○学校　○年
					同・別	
					同・別	

生計を一緒にしている人を記入してください。
家族の状況には現在在学している学校・学年を記入してください。

給付を希望する区分および期間	区　分	(①　一般分)　②重点職種分　（希望する区分を○で囲む）
	期　間	○○年　　○月　　から　　○○年　　○月まで（　○年間）

私（申請者）は、米原市奨学金給付条例第３条各号に掲げる奨学生の要件を満たす者であり、当該条例による奨学金の給付を受けたいので申請します。

この奨学金は、条例第９条第１項の規定により、奨学金の給付を辞退したとき、もしくは廃止されたとき、または大学等を卒業後に市内に定住しないときは、給付を受けた奨学金の返還を要するものであることを理解しています。

また、奨学生の決定に当たり、市長が生計維持者の住民基本台帳、所得情報および納税情報について関係機関に確認することに同意します。

年　　月　　日

米原市長　　様

申請者　住所　〒５２１　―　〇〇〇〇
米原市〇〇△△番地
氏名　米原　一郎　㊞
(※)氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

ひとり親の場合は記入欄の1つは空欄のまま提出してください。

生計維持者　住所　〒５２１　―　〇〇〇〇
米原市〇〇△△番地
氏名　米原　太郎　㊞
(※)氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

生計維持者　住所　〒５２１　―　〇〇〇〇
米原市〇〇△△番地
氏名　米原　花子　㊞
(※)氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

特に参酌すべき事情（任意記入）

申請者に障がいがあるなど作文筆記にあたって配慮が必要な場合もこちらにご記入ください。
必要な配慮について後日連絡させていただくことがありますのでご了承ください。

※生計維持者は、申請者の父母とし、父母のいずれかがいない場合はいずれかの父母が、父母が共にいない場合は代わって家計を支える方が記入してください。

<table>
<tr><td colspan="5">奨学生保証者（連帯保証人）に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">生計維持者</td><td colspan="4">私は、申請者が米原市奨学金の給付の趣旨にのっとり学業に精励し、大学等の卒業後は、米原市内に定住する予定であることを保証します。
なお、申請者が奨学金の給付を受けたにもかかわらず、条例第９条第１項の規定により奨学金の給付を辞退したとき、もしくは廃止されたとき、または大学等を卒業後に市内に定住しないことにより当該給付を受けた奨学金の返還が生じた場合は、当該奨学金の返還について、申請者の連帯保証人となることを承諾します。</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td>米　原　　太　郎　　㊞
(※)氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。</td><td>生年月日</td><td>○○年　○○月○○日生</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住　所</td><td rowspan="2">〒５２１　―　○○○○
米原市○○△△番地
電話（０７４９）○○―○○○○</td><td>年　　齢</td><td>満　○○歳</td></tr>
<tr><td>申請者との続柄</td><td>父</td></tr>
<tr><td>勤務先</td><td colspan="3">○○○会社</td></tr>
<tr><td rowspan="4">生計維持者以外</td><td colspan="4">私は、申請者が米原市奨学金の給付の趣旨にのっとり学業に精励し、大学等の卒業後は、米原市内に定住する予定であることを保証します。
なお、申請者が奨学金の給付を受けたにもかかわらず、条例第９条第１項の規定により奨学金の給付を辞退したとき、もしくは廃止されたとき、または大学等を卒業後に市内に定住しないことにより当該給付を受けた奨学金の返還が生じた場合は、当該奨学金の返還について、申請者の連帯保証人となることを承諾します。
また、奨学生の決定に当たり、市長が、私の住民基本台帳について関係機関に確認することに同意します。</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td>長　浜　　梅　子　　㊞
(※)氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。</td><td>生年月日</td><td>○○年　○○月○○日生</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住　所</td><td rowspan="2">〒５２６　―　○○○○
長浜市○○一丁目１番１号
電話（０７４９）○○―○○○○</td><td>年　　齢</td><td>満　○○歳</td></tr>
<tr><td>申請者との続柄</td><td>伯母</td></tr>
<tr><td>勤務先</td><td colspan="3">○○○会社</td></tr>
</table>

【添付書類】

（１）　申請者の属する世帯全員の住民票の写し

（２）　奨学生保証者（連帯保証人）の住民票の写し

（３）　申請者の自筆による作文（様式第２号）

作文は後日実施する作文筆記にて筆記および提出を行うため、申請時には添付不要です。

※「生計維持者以外」は、生計維持者と生計が異なる方で、申請者の４親等内の親族が記入してください。

様式第２号（第５条関係）

○400 字以上 500 字以内で、
「大学等の卒業後の進路」「学業に対する思い」
「奨学金が必要な理由」「米原市に定住する意思」
の４つの観点について必ず記述してください。（順不同、記述がない場合は減点となります。）
※横書き
※自筆で記入してください。

申請者氏名　　米　　原　　一　　郎

様式第４号（第７条関係）　　**【記入例】**

誓　　約　　書

米原市奨学金の給付を受けるに当たっては、奨学金給付の趣旨にのっとり学業に精励し、大学等の卒業後は、米原市内に定住することを誓約します。
なお、米原市奨学金給付条例第９条第１項の規定により奨学金の給付を辞退したとき、もしくは廃止されたとき、または大学等を卒業後に米原市内に定住しないことにより給付を受けた奨学金の返還が生じた場合は、当該奨学金の返還について誠実にその義務を履行することを、奨学生保証者（連帯保証人）と連署して併せて誓約します。

〇〇年　　〇〇月　　〇〇日

米原市長　　様

奨学生	住　所　〒５２１　―　〇〇〇〇 米原市〇〇△△番地 氏　名　米　原　　一　郎　　㊞
奨学生保証者 （生計維持者） （連帯保証人）	奨学生が条例第９条第１項の規定により奨学金の給付を辞退したとき、もしくは廃止されたとき、または大学等を卒業後に米原市内に定住しないことにより当該給付を受けた奨学金の返還が生じた場合は、奨学生の連帯保証人として奨学金の返還義務を履行することを （極度額　１，４４０，０００円） 住　所　〒５２１　―　〇〇〇〇 米原市〇〇△△番地 氏　名　米　原　　太　郎　実印
奨学生保証者 （生計維持者以外） （連帯保証人）	奨学生が条例第９条第１項の規定により奨学金の給付を辞退したとき、もしくは廃止されたとき、または大学等を卒業後に米原市内に定住しないことにより当該給付を受けた奨学金の返還が生じた場合は、奨学生の連帯保証人として奨学金の返還義務を履行することを誓約します。 （極度額　１，４４０，０００円） 住　所　〒５２６　―　〇〇〇〇 長浜市〇〇一丁目１番１号 氏　名　長　浜　　梅　子　実印

極度額については、給付期間に応じて記入してください。
（例）
4年間：1,440,000 円
3年間：1,080,000 円
2年間：720,000 円
1年間：360,000 円

【添付書類】
（１）　大学等の在学証明書
（２）　奨学生保証者の印鑑登録証明書
（３）　奨学金振込口座届出書（様式第５号）

※氏名を自署し、印鑑登録証明書と同じ印鑑（実印）を押印してください。

様式第５号（第７条関係）　　**【記入例】**

奨学金振込口座届出書

○○年　　○○月　　○○日

米原市長　　様

奨学生　　番　号
住　所　〒５２１　―　○○○○
米原市○○△△番地
氏　名　米　原　　一　郎　　㊞

私が給付を受ける奨学金について、次のとおり振込口座を届け出ます。

振込先金融機関	○○　銀行・農協・金庫							○○　支店・支所						
	銀　行コード	○	○	○	○	支　店コード	○	○	○	口座番号		○	○	○	○	○	○
	口座名義人 米　原　　一　郎							フリガナ マイバラ　イチロウ						

※　口座番号等は右づめで記入してください。
※　振込口座名義人は奨学生と同一としてください。
※　通帳の写しを添付してください。

様式第 10 号（第 11 条関係）　　**【記入例】**

米原市奨学金給付辞退届

年　　月　　日

米原市長　　様

奨　学　生　番号　　令和〇年度第〇号
住所　　〒５２１　―　〇〇〇〇
米原市〇〇△△番地
氏名　　米　原　　一　郎　　㊞
(※)氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

生計維持者　住所　　〒５２１　―　〇〇〇〇
米原市〇〇△△番地
氏名　　米　原　　太　郎　　㊞
(※)氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

米原市奨学金の給付を辞退したいので、届け出ます。

奨学生番号	令和〇〇年度　第〇〇号
在学大学等	△△△△大学
辞　退　日	〇〇年　　〇〇月　　〇〇日
辞退の理由	△△△△大学を退学したため。
給付を受けた金額	□□□,□□□円
給付を受けた期間	〇〇年　〇〇月分　～　　〇〇年　〇〇月分

様式第 11 号（第 12 条関係）　　**【記入例】**

異　　動　　届

○○年　　○○月　　○○日

米原市長　　様

奨　学　生　番号　　令和○年度第○号
住所　　〒５２１　―　○○○○
米原市○○△△番地
氏名　　米　原　　一　郎　　㊞
(※)氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

生計維持者　住所　　〒５２１　―　○○○○
米原市○○△△番地
氏名　　米　原　　太　郎　　㊞
(※)氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

次のとおり異動があったので届け出ます。

奨　学　生　番　号		
異動があった者の 氏　　名	○○　○○	
異　動　事　項	住所　・　氏名　　※あてはまるものを選んでください 休学　・　復学　・　転学　・　退学　・　その他（　　）	
異　動　内　容	異動前	異動後
	転居による住所の変更 〒５２１　―　○○○○ 米原市○○△△番地	転居による住所の変更 〒５２１　―　○○○○ 米原市△△●●番地
異　動　年　月　日	○○年　　○○月　　○○日	
備　　考		

※　異動の内容を証する書類を添付してください。

様式第 12 号（第 12 条関係）　　**【記入例】**

死　　亡　　届

奨学生（奨学金返還対象者）が死亡したので、戸籍資料を添えて届け出ます。

１　奨学生番号
　　令和○○年　第○○号

２　氏名
　　米　原　　一　郎

３　住所
　　〒５２１―○○○○
　　米原市○○△△番地

４　死亡年月日

　　○○年　　○○月　　○○日

米原市長　　様

生計維持者　　住　所　〒５２１　―　○○○○
　　米原市○○△△番地
　　氏　名　　米　原　　太　郎

【添付書類】
戸籍個人事項証明書（抄本）

様式第 15 号（第 14 条関係）　　**【記入例】**

定住状況報告書兼確認同意書

〇〇年　　〇〇月　　〇〇日

米原市長　　様

奨学生番号

氏名　　米　原　　一　郎　㊞

(※)氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

大学等の卒業後における定住状況等について、米原市奨学金給付条例施行規則第 14 条の規定により次のとおり報告します。

また、米原市奨学金給付条例施行規則第４条に規定する期間において、市長が毎年実施する定住状況調査の際、私の住民基本台帳について関係機関に確認することに同意します。

現　在　の　住　所 ※	〒５２１　―　〇〇〇〇 米原市〇〇△△番地

※　必要に応じて居住状況の確認について、米原市からお尋ねする場合がありますので御了解ください。

【添付書類】

大学等を卒業したことを証する書類

様式第 17 号（第 18 条関係）　　**【記入例】（卒業後、市内に定住しなかった場合）**

奨学金返還金額確認書

米原市長　　様

私が米原市奨学金の奨学生として給付を受けた奨学金　１，４４０，０００　円のうち下記の金額については、米原市奨学金給付条例第９条第１項の規定により返還すべきものであることを確認します。

この返還金額については、米原市奨学金給付条例および米原市奨学金給付条例施行規則の規定に従い、連帯保証人と連帯して奨学金返還明細のとおり滞りなく返還します。

返　還　金　額	１，４４０，０００円

（記入日）　　年　　月　　日

※氏名を自署し、印鑑登録証明書と同じ印鑑（実印）を押印してください。

奨学金返還対象者　住　　所　大阪府〇〇△△番地
氏　　名　米　原　　一　郎　　実印
生年月日　平成　〇年　〇月　〇日生

（奨学金返還明細）

奨学生番号	令和〇年第〇号	大学等名称	△△△△大学		
返 還 事 由	定住しなかったため	返還方法	月賦・半年賦・年賦・一括	返還回数	７２回
返　還　額（1回当たり）	２０，０００円	返還期間	〇年　〇月　〇日から　　〇年　〇月　〇日まで		
納入通知書の送付先		本人 ・ 連帯保証人（生計維持者・生計維持者以外）			
備　　考					

私たちは、奨学金返還対象者の米原市奨学金返還債務について、奨学金返還対象者に連帯して保証します。

また、奨学金の返還に当たり、市長が、私たち連帯保証人の所得情報について関係機関に確認することに同意します。

連帯保証人（生計維持者）　住　　所　米原市〇〇△△番地
氏　　名　米　原　　太　郎　　実印
生年月日　〇年　〇月　〇日生
（本人との関係　　父　　）

連帯保証人（生計維持者以外）　住　　所　長浜市〇〇一丁目１番１号
氏　　名　長　浜　　梅　子　実印
生年月日　〇年　〇月　〇日生
（本人との関係　　伯母　　）

【添付書類】

（１）　奨学金返還対象者の住民票の写しおよび印鑑登録証明書

（２）　連帯保証人の直近の所得証明書および印鑑登録証明書

様式第 18 号（第 19 条関係）　**【記入例】（卒業後市内に定住しなかったが、２年後市内に居住・就労した場合）**

米原市奨学金返還猶予申請書

○○年　○○月　○○日

米原市長　　様

奨学金返還対象者
奨学生番号　　令和○○年　第○○号
住所　〒５２１―○○○○
米原市○○△△番地
氏名　　米　原　　一　郎　　㊞
（※）氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

連帯保証人（生計維持者）
住所　〒５２１―○○○○
米原市○○△△番地
氏名　　米　原　　太　郎　　㊞
（※）氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

連帯保証人（生計維持者以外）
住所　〒５２６　―　○○○○
長浜市○○一丁目１番１号
氏名　　長　浜　　梅　子　　㊞
（※）氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

次のとおり奨学金の返還の猶予を受けたいので、関係書類を添え、申請します。
また、奨学金の返還の猶予の決定に当たり、市長が、奨学金返還対象者の住民基本台帳について関係機関に確認することを同意します。

返還猶予期間	○○年　　○○月　　○○日まで
返還未済額	９６０，０００円
返還猶予を受けようとする理由	卒業後市内に定住しなかったが、２年後の○年○月○日から米原市に居住し、就職したため

様式第 20 号（第 20 条関係）　**【記入例】（卒業後市内に定住しなかったが、２年後市内に居住・就労した場合）**

米原市奨学金返還免除申請書

○○年　○○月　○○日

米原市長　　様

奨学金返還対象者
奨学生番号　　令和○○年　第○○号
住所　〒５２１―○○○○
米原市○○△△番地
氏名　　米　原　　一　郎　　㊞
（※）氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

連帯保証人（生計維持者）
住所　〒５２１―○○○○
米原市○○△△番地
氏名　　米　原　　太　郎　　㊞
（※）氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

連帯保証人（生計維持者以外）
住所　〒５２６　―　○○○○
長浜市○○一丁目１番１号
氏名　　長　浜　　梅　子　　㊞
（※）氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

次のとおり奨学金の返還の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
また、奨学金の返還の免除の決定に当たり、市長が、奨学金返還対象者の住民基本台帳について関係機関に確認することを同意します。

奨学金給付総額	１，４４０，０００　円
返還未済額	９６０，０００　円
免除期間	○○年　○○月　○○　日　～　○○年　○○月　○○日
免除申請額	９６０，０００　円
返還免除を受けようとする理由	米原市に○年間居住したため